

優秀修士論文概要

唐代中国における波斯・大食商人の動向

—— 入国過程・蕃坊・管理・波斯邸・商業 ——

早 田 悠 馬

はじめに

一般的に中国唐代は国際色豊かな時代として広く知られている。それは各国からの朝貢使節のみならず、唐がユーラシア各地から到来する多様なヒト・モノ・文化を許容・内包したからである。この東西交流は、陸路・海路の「シルクロード」として知られるが、本稿ではこのうち「海上シルクロード」を通じて行われた海上貿易に注目する。

当時、この海上貿易活動を牽引したのは、アッバース朝下のペルシャ（波斯）人とアラブ（大食）人等であった。彼等は、ペルシャ湾を出航すると各地で商販を重ねながら唐の広州へ赴き、多くの南海舶来品をもたらしたのである。

このような唐朝と波斯・大食商人（南海商人）との対外貿易は、一般的に「南海貿易」と呼ばれる。それは、内陸で行われていた管理貿易的な互市と比べて、民間商人同士による「自由」な貿易活動を特徴とする。そのため、南海商人が、いつ・どのように唐に來航し、どこに滞在し、どのような唐朝の管理体制の下で活動したのか、について検討することは、唐という時代そのものの特色を考えるうえで重要なテーマといえる。

そこで本稿では、当時の貿易関係者が記したアラブ史料の内容を踏まえて、唐におけるミクロレベルでの波斯・大食商人の活動について検討を行い、そして、そのことの世界貿易におけるマクロな位置づけについて明らかにすることを目的とする。

第1章 南海貿易の隆盛とその性格

本章では、唐代南海貿易における広州の意義を市舶使に着目して考察し、加えて南海商人の入国プロセスについて明らかにする。

唐代南海貿易は8世紀中葉頃から繁栄し、その玄関口となった広州には市舶使が唯一設置された。その主な職掌は、「舶脚」「収市」「進奉」といった入国・貿易に関する税の徴収であった。つまり南海商人等は、入国の際にこれらの税を納めなければならず、したがって市舶使が唐で唯一設置された広州は、南海商人等にとって、ただ一つの正式な出入国の窓口であった。

さて、広州では、毎年商人來航の時期になると、その多数の來航と貿易の成功を願うため祈風儀式が行われた。その後、商人等が到来すると、①乗員と商品の情報の記録 ②広州の施政者との謁見 ③持参した商品の保管 ④入国諸税の徴収 ⑤唐朝との官貿易 ⑥饗宴 という一連の入国手続きを経た後、唐国内での自由な商業活動が認められた。

このように唐代南海貿易は、民間商人同士による自由な貿易活動が可能となり、中華王朝の対外貿易

に対する姿勢の転換期にあたるのである。

第2章 広州蕃坊考 ―特にムスリム蕃坊について―

本章では、広州に形成された外国人居住地：「蕃坊」について、特にイスラーム教徒の活動に着目して検討する。

広州蕃坊は、嶺南節度使の盧鈞が領内での漢人と非漢人の雑居・通婚を禁じたことにより珠江北岸に誕生した。とりわけ広州蕃坊は、唐国内の他の外国人居住地とは異なり、坊内に多様なエスニック集団（宗教・出身地等）が存在したのが特徴である。

このような蕃坊居留民の代表者で、かつ彼等を管理・勾当したのが「蕃長」である。蕃長は唐の官職を授与され、唐皇帝から委任された司法権によって、広州内の外国人をイスラーム法によって裁断した。その一方で、イスラーム指導者として居住ムスリムの宗教実践を主導した。在唐ムスリムは、本国と同様にイスラーム教義を厳格に保持し、このような外来文化は、その後広州の文化として定着することになる。

第3章 唐朝による南海商人の把握と管理

本章では、外国商人が唐国内を移動する際に所持した「公驗」と「過所」に着目して、唐朝による彼等の行動の把握と管理の実態を明らかにする。

そこでまず徴税に焦点を当て、在唐外国人を次の三種類に区別して検討する。第一に、唐に帰化して「土地を所有し店を営む『外国』商人」である。彼等は戸籍上は唐の百姓であるから、戸籍に基づいて資産に応じた税が徴収された。

第二に、唐に帰化せず「土地を所有し店を営む外国商人」である。主に彼等は、自然発生的に形成された市（「草市」）で商売を行った。地元官吏に過所・公驗を提出し、その情報を基に資産に応じて税が徴収された。

第三に、「土地を所有せず行商する外国商人」である。彼等は行商先に到着、もしくは次地に出発する際に、過所に記載された商品情報を基に税が徴収された。

このように見ると、過所・公驗は、それを所有する外国商人の情報（素性・商品・行き先等）を可視化したものといえる。これらは発行や提出された際には、必ず「写し」が作成されたため、唐朝は過所・公驗の履歴から、外国商人の素性・移動・商販・携帯商品等を把握することが出来たのである。

その一例として、唐朝による死商の把握と遺産相続が挙げられる。すなわち、唐で外国商人が死没した場合、随行人はそのことと遺産情報を記録して官に報告した。官吏は、その報告内容と過所・公驗の内容とを照合し、問題がなければ当地で埋葬し、不可解な点があれば過所の履歴を追跡して、詳細な調査を行ったのである。

第4章 南海貿易と「波斯邸」との関係について

本章では、在唐「外国」人が営んだ邸店「波斯邸」の機能について考察する。

この波斯邸は、広州以外の都市にも存在し、旅宿業や金融業など毎年来航する南海商人と唐人との仲介役として機能した。例えば、アッバース朝硬貨と唐銭との交換や、唐銭と小切手との交換等の両替機能が挙げられる。波斯・大食人は航海中、各地でアッバース朝硬貨（ディナール金貨・ディルハム銀貨）

によって通行税が徴収されたが、その一方で唐では、納税や生活、取引決済等において唐銭を使用した。そのため、入国後にアッバース朝硬貨と唐銭とを外貨両替する必要があったのである。

また南海商人は、唐で舶来商品を売却すると多額の利益を銅銭で獲得した。しかし、銅銭は重量的にそれを携帯して唐各地を行商するのは不便である。したがって、当時陸上交易で用いられていた小切手の類が、南海商人と波斯邸との取引でも使用されていた可能性が考えられる。

また、この波斯邸はアッバース朝本国からの特注品の受注や、南海商人が希望する唐商品の収集・融通等、仲介商としても重要な役を担った。そして、南海商人に舶来品を供給してもらうことで、唐人相手に持続的に南海舶来品を売ることを可能としたのである。

第5章 国際貿易の中の唐南海貿易

本章では、従来は宋代以降のことと考えられてきた海上商人による国際的な利益追求が、既に唐代後半から行われていたことを明らかにする。

とりわけ、波斯・大食商人による国際的な銅の移動に注目してみると、アフリカで産出した地銅がペルシャ湾を経由して唐に輸入され、そして唐の銅銭が銅器等の原料としてアラブへと輸出されている。この銅をめぐる国際貿易は、アッバース朝や唐で地銅の需要が高かったことに起因するが、なぜアフリカ産の地銅がそのままアラブ市場で売却されず、いったん唐へと搬出されたのだろうか。このことについては、当時の唐百姓による銅の私鑄の横行が関係する。例えば793年当時、銅銭1千文を銅器に鑄造して売却すると3千6百文を得ることが出来た。したがって、波斯・大食商人がアフリカ産の地銅を唐に輸入した場合、元の重量の3.6倍の銅銭を獲得することができ、それをペルシャ湾で売却すれば、本来の金額の何倍もの利益を上げることが出来たのである。

さて、この波斯・大食商人だが、当時彼等は海上交通を駆使してペルシャ湾を中心に、西はフランク王国、東は唐、南はアフリカ東海岸まで貿易ネットワークを繋げていた。つまり彼等は、アジア・アフリカ・ヨーロッパを1つの経済圏と見立て、各市場の需要・供給バランスを上手く活用して貿易を行っていたのである。

ところで、この南海商人が主に活動した広州や揚州は唐末の黄巢の乱等の混乱で荒廃し、唐での南海貿易は一時中断した。しかし、唐から避難した一部の波斯・大食商人は東南アジア等に拠点を移し、とりわけスマトラ島は新たな東西貿易の要衝として繁栄する。するとその後、五代十国期に中国で南海貿易が再開されると、唐代以上に東南アジアの人々と市場経済が介入し、東西貿易はより一層複雑化するのである。

このように見ると、唐代南海貿易は唐とイスラーム帝国との単なる珍貨の往来にとどまらず、波斯・大食商人による世界的な貿易活動の一環として捉えることができるのである。

おわりに ― 波斯・大食商人の海上活動が東アジア世界に与えた影響 ―

本稿では、南海貿易で唐に來航した波斯・大食商人の活動の検討を通じて、唐朝と南海商人との関係を明らかにした。また、この唐代南海貿易が波斯・大食商人による国際貿易の一環として位置づけられることを指摘した。

しかし、このような波斯・大食商人の海上貿易活動の影響は、唐のみならず東アジア世界全体にも波及したのである。例えば、日本・奈良時代の「買新羅物解」を見てみると、新羅使節が日本にもたらし

た舶来品の中には、新羅や唐では産出しないものが多く含まれる。これらは波斯・大食商人によって、アラブや東南アジアから唐に輸出された南海舶来品であり、新羅はこれら貴重な品を以て、日本との政治的関係を構築したのである。

また、法隆寺献納宝物の白檀には、パフラヴィー文字の刻銘（人名）と、ソグド文字の焼印（重量もしくは貨幣単位）が見られる。すなわち、この白檀の出荷・輸送には波斯商人が関与しており、その海上活動を経由して日本に到来したのである。

このように波斯・大食商人の海上貿易は、各地域世界の貿易圏を接続し世界貿易を形成するものであった。すなわち中国唐代における彼等の活動は、歴史的に貿易・流通・経済が大きく変化する過渡期において、先駆的なものであったと結論づけることができる。